

【別紙】 ③水質検査成績書の必要項目について

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(略称:ビル管理法)」に基づく水質検査成績書の写しを添付ください(直近の一年間分)。



* 水道又は専用水道から供給を受ける水のみを水源とする場合

検査種別	検査頻度	検査項目名
ビル管定期検査 (15項目)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">年2回分</div> 6ヶ月以内に1回。 (適合した場合、*の5項目は 1年以内に1回まで省略可能)	1項 一般細菌
		2項 大腸菌(定性)
		* 6項 鉛及びその化合物
		10項 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
		* 32項 亜鉛及びその化合物
		* 34項 鉄及びその化合物
		* 35項 銅及びその化合物
		38項 塩化物イオン
		* 40項 蒸発残留物
		46項 有機物(TOC)
		47項 pH値
		48項・49項 味, 臭気
		50項 色度
		51項 濁度
		消毒副生成物 (12項目)
21項 塩素酸		
22項 クロロ酢酸		
23項 クロロホルム		
24項 ジクロロ酢酸		
25項 ジブromokロロメタン		
26項 臭素酸		
27項 総トリハロメタン		
28項 トリクロロ酢酸		
29項 ブロモジクロロメタン		
30項 ブロモホルム		
31項 ホルムアルデヒド		

* 地下水その他水道以外の水を水源の全部又は一部としている場合(上記項目に加え、下記項目が必要)

検査種別	検査頻度	検査項目名
	3年以内ごとに1回 定期に実施すべき項目	13項 四塩化炭素
		15項 1,1-ジクロロエチレン
		16項 シス-1,2-ジクロロエチレン
		17項 ジクロロメタン
		18項 テトラクロロエチレン
		19項 トリクロロエチレン
		20項 ベンゼン
		44項 フェノール類
全項目(51項目)	使用開始前に実施	厚生労働省令第101号による全項目検査